

## 米豪サイクリスト誘客促進強化事業の 委託に係る企画提案型プロポーザル実施要領

この要領は、県・市町・民間団体が組織する愛媛県自転車新文化推進協会が実施する米豪サイクリスト誘客促進強化事業の企画提案型プロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

なお、本業務は、愛媛県の負担金を活用して実施する事業であり、愛媛県及び愛媛県自転車新文化推進協会の令和6年度当初予算が成立することを前提に行うものであることから、事業内容の変更や業務実施を取り止める可能性があるので留意すること。

### 1 目的

本県が、本格的なインバウンド再開に伴い激化する地域間誘客競争を勝ち抜くためには、各種対策を講じていくことが急務となる中、コロナ禍によるライフスタイルの変化や脱炭素化への要請の下、自転車活用の有効性は、環境・健康・まちづくりといった様々な分野で益々注目を浴びており、コロナ禍を経て、インバウンドを中心とした誘客に欠かせないツールとして、実需の創出や地域経済の活性化に係る強力な切り札となっている。

本県では、「サイクリストの聖地」しまなみ海道エリアが誇るランドマーク「来島海峡大橋」を切り口に、令和4年度から、豪州・シドニー「ハーバーブリッジ」を中心とするエリア及び米国・サンフランシスコ「ゴールデンゲートブリッジ」を中心とするエリアとのサイクリングを核とした継続的な相互交流に向け、両国関係機関との協議・調整等に取り組んできたところ。

今後、本県が世界に誇るサイクリングルートの魅力を発信し、更なる誘客促進につながるため、米豪から本県へのサイクリングを中心としたメディア等のモニターツアーを実施する。

### 2 業務の概要

- (1) 名称 米豪サイクリスト誘客促進強化事業
- (2) 内容 別添「仕様書」のとおり
- (3) 期間 契約の日から令和7年3月末まで
- (4) 予算額 金 15,100,000 円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

### 3 企画提案の参加資格

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 (一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと
- (2) 愛媛県から入札参加指名停止を受けていないこと
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと

※共同企業体で参加しようとする場合は、代表者・構成員ともに上記(1)から(4)の資格要件を満たすこと。また、構成員は単体で参加することはできない。

※共同企業体で参加しようとする場合、旅行業の資格が必要な業務については、旅行業の許可を有している者が実施するように調整すること。

#### 4 参加申し込み

参加を希望する事業者は、令和 6 年 2 月 28 日 (水) 15 時までに別添「企画提案型プロポーザル参加意向表明書」を「14 問い合わせ先・提出先」まで、電子メール、持参又は郵送 (必着) で提出すること (別紙①-1)。

なお、共同企業体による参加の場合には、代表者及び全ての構成員に係る名称、所在地及び連絡先を記載し提出すること (別紙①-2)。

また、資格要件を満たさない事業者に対しては、電子メール、郵送又は FAX にて通知する。

#### 5 企画提案書

##### (1) 提出書類

①形 式：原則として A4 判、横書き、左綴じ (着色・両面印刷可)

・「使用する言語、通貨及び単位」

言語：日本語

通貨：日本国通貨

単位：日本の標準時及び計量法 (平成 4 年法律第 51 号) に定める単位

②内 容：23 ページ以内 (片面を 1 ページとし、表紙を除く)

##### 【内訳】

- ・概要 (全体構成、PR ポイント等)…………… 3 ページ以内
- ・米豪コアサイクリスト向け「モニターツアー」の実施
- ・米豪サイクリスト誘客促進に資する独自提案事項【任意】

} 14 ページ以内

- ・スケジュール……………2 ページ以内
- ・収支計画書（または経費見積書）……………2 ページ以内
- ・事業実施体制……………2 ページ以内

③その他必要書類：

- ・事業者概要（設立年月日、資本金、従業員数等）  
 ※共同企業体の場合には、共同企業体組織の規定・会則等を別途提出すること
- ・類似事業の実績内容(実施年度、事業名、事業発注元、事業概要を5件以内)  
 ※共同企業体の場合は、構成員それぞれの実績内容を合計して10件以内

④備考

- ・提案書の表紙には、宛名「愛媛県自転車新文化推進協会長」、タイトル「米豪サイクリスト誘客促進強化事業企画提案書」、提出年月日、会社名（紙提出の場合は正本のみ押印）を記載すること。
- ・1企業(共同企業体)につき各1提案
- ・質問がある場合は、別添の米豪サイクリスト誘客促進強化事業企画提案型プロポーザル質問票（別紙②）により令和6年2月28日（水）までに「14 問い合わせ・連絡先」あてに、電子メール又はFAXで送付すること。質問及び回答内容は企画提案型プロポーザルに参加する全者に電子メール又はFAXで回答することとする。

(2) 紙提出の場合の提出部数

企画提案書10部(うち正本1部)

(3) 提出期限及び提出先

提出日：令和6年3月13日（水）15時までに提出。

提出先：「14 問い合わせ先・提出先」まで、電子メール、持参又は郵送（必着）とする。

6 審査

審査は企画提案書をもとに、審査会を設置し、次による審査を行う。

企画提案書を基に書面審査又は事業者によるプレゼンテーションを行い、審査会において審査する。ただし、応募者多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち、全提案の中から、3～5案程度の選定を行う。

なお、プレゼンテーション参加の可否については、企画提案書を提出した業者に対し、事前に連絡する。

7 プレゼンテーションを実施する場合

- (1) 実施日 : 令和6年3月中下旬
- (2) 場 所 : 愛媛県庁周辺会議室又はオンライン
- (3) 持ち時間 : 30分(説明15分・質疑応答15分)

※提出された企画提案書は事前に審査委員に配布するため、要点を説明すること。

- (4) 順 番 : 上記4「参加意向表明書」の受付順とする。
- (5) その他 : プレゼンテーションは提出した企画提案書の内容とし、愛媛県自転車新文化推進協会が準備するプロジェクターを使用することができる。なお、上記(1)～(3)の内容については、変更する場合がある。

## 8 企画提案に必要な視点

- (1) 発信性

インパクトのあるプロモーションが実施できる提案

- (2) 訴求性

モニターツアー内容(コンテンツの選択理由等)は、魅力的かつ、本県の魅力を最大限に生かした提案

- (3) 実行性

モニターツアーの集客に向けて実効性の高い計画となっている提案

- (4) 効果性

・最大の効果が得られるよう、ベストなタイミング・組み合わせで業務を展開する提案

- (5) 継続性

成果の把握、検証を通じて、今後の展開につながる提案

- (6) 事業推進能力

提案内容が実現可能な運営体制等を構築できている提案

- (7) 経費

事業の内容、規模に対して経費の積算が適切な提案

## 9 審査結果

企画提案型プロポーザル審査会における審査を経て、文書で企画提案書提出事業者  
に通知する。

## 10 スケジュール

- 2月21日(水) 公募開始
- 2月28日(水) 参加意向表明書提出締切
- 3月13日(水) 企画提案書提出締切
- 3月中下旬 審査会

## 11 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、愛媛県及び愛媛県自転車新文化推進協会が委託する別事業の受託者等との連携を十分に図ること。
- (2) 企画提案の内容により想定する集客等の目標を設定すること。
- (3) 委託期間において、必要に応じて愛媛県自転車新文化推進協会との業務打ち合わせを行い、業務全体の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (4) 常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。

## 12 その他

- (1) 提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書ができる体制を整えておくこと。
- (3) 提出された提案書については返却しないものとする。
- (4) 参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、別紙③により「14 問い合わせ先・提出先」まで、電子メール又はFAXで連絡すること。

## 13 委託契約

### (1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、愛媛県自転車新文化推進協会と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、愛媛県自転車新文化推進協会が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

### (2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

契約保証金については、愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定により取り扱う。

## 14 問い合わせ・連絡先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町4丁目4-2

愛媛県自転車新文化推進協会

(事務局：愛媛県観光スポーツ文化振興部自転車新文化推進課 サイクルツーリズム  
推進グループ)

TEL 089-912-2234

FAX 089-912-2256

メールアドレス jitenshashinbunka@pref.ehime.lg.jp

※電子メールでの提出の場合は、上記のメールアドレスに加えて

miyashita-toyohiro@pref.ehime.lg.jp

kimura-akinori@pref.ehime.lg.jp

のアドレスにも送付するとともに、担当者の上席を宛先に追加のうえ、期間内に  
送付してください。

なお、受信確認のため、メール送付後は必ず電話連絡を行ってください。

担当者が、代表者である場合は、その旨メール本文に記載してください。